

○内閣府令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
（金融等デリバティブ取引）		
第十三条の二の三 法第十条第二項第十四号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	<p>一 「略」</p> <p>二 当事者が数量を定めた<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第八項に規定する<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた<u>国際協力排出削減量</u>の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る<u>国際協力排出削減量</u>を決済の終了後に保有することとならないもの</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 当事者が数量を定めた<u>算定期割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第七項に規定する<u>算定期割当量</u>その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた<u>算定期割当量</u>の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ <u>算定期割当量</u>及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る<u>算定期割当量</u>を決済の終了後に保有することとならないもの</p>

内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

る契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 「略」

2 第十三条の六の三 「略」

前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

「一～十五 略」

十六 法第十二条第四号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡

十七 「略」

「3～5 略」

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 「同上」

2 「同上」

「一～十五 同上」

十六 法第十二条第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十七 「同上」

「3～5 同上」

備考 表中の「 」の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（定款の変更等の認可を要しない場合）	（定款の変更等の認可を要しない場合）
第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第十七条 「同上」
一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合	一 「同上」
〔イヽハ 略〕	〔イヽハ 同上〕
二 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第八項）に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	二 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第七項）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
〔ホヽト 略〕	〔ホヽト 同上〕
〔二ヽ四 略〕	〔二ヽ四 同上〕
（信用金庫の付随業務）	（信用金庫の付隨業務）
第五十条 「略」	第五十条 「同上」
〔2ヽ6 略〕	〔2ヽ6 同上〕
7 法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	7 「同上」
一 「略」	一 「同上」
二 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者	二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取

者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 「略」

ロ 国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 「略」

〔8／13 略〕

（国際協力排出削減量の取得等）

第五十一条の二 法第五十三条第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（国際協力排出削減量の取得等）

第五十三条の二 「略」

（特定取引勘定）

第一百七条 「略」

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等

り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 「同上」

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 「同上」

〔8／13 同上〕

（算定割当量の取得等）

第五十一条の二 法第五十三条第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（算定割当量の取得等）

第五十三条の二 「同上」

（特定取引勘定）

第一百七条 「同上」

2 「同上」

を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

「一～十五 略」

十六 法第五十四条第五項第七号に掲げる業務に係る国際協力排  
出削減量の取得又は譲渡  
十七 「略」  
「3～5 略」

「一～十五 同上」

十六 法第五十四条第五項第七号に掲げる業務に係る算定割当量  
の取得又は譲渡  
十七 「同上」  
「3～5 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第三条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)

第一条の三 「略」

〔2～7 略〕

8 法第九条の八第二項第十七号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十九号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下この号及び第二条の二において同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 「略」

ロ 国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 「略」

〔9～17 略〕

(国際協力排出削減量の取得等)

第二条の二 法第九条の八第七項第七号及び第九条の九第六項第十

改 正 前

(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)

第一条の三 「同上」

〔2～7 同上〕

8 「同上」

一 「同上」

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十九号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下この号及び第二条の二において同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 「同上」

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 「同上」

〔9～17 同上〕

(算定割当量の取得等)

第二条の二 法第九条の八第七項第七号及び第九条の九第六項第十

二号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

二号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

（保険業法施行規則の一部改正）

第四条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
（金融等デリバティブ取引）		
第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。		
一 「略」		
二 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第八項（定義）に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）		
イ 「略」		
ロ 国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの		
三 「略」		
〔2・3 略〕		
（国際協力排出削減量の取得等）		
第五十二条の四の二 法第九十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。		
（算定期割当量の取得等）		
第五十二条の四の二 法第九十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定期割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。		
第五十二条の三 「同上」	第五十二条の三 「同上」	
一 「同上」		
二 当事者が数量を定めた算定期割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第七項（定義）に規定する算定期割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定期割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）		
イ 「同上」		
ロ 算定期割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定期割当量を決済の終了後に保有することとならないもの		
三 「同上」		
〔2・3 同上〕		

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 「略」

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品

市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という

。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

「一～十五 略」

十六 法第九十九条第二項第四号に掲げる業務に係る国際協力排

出削減量の取得又は譲渡

十七 「略」

〔3～5 略〕

(国際協力排出削減量の取得等)

第一百四十二条の五 「略」

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 「同上」

2 「同上」

「一～十五 同上」

十六 法第九十九条第二項第四号に掲げる業務に係る算定割当量

の取得又は譲渡

十七 「同上」

〔3～5 同上〕

(算定割当量の取得等)

第一百四十二条の五 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
（届出業務）		
第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。	<p>「一～十五 略」</p> <p>十六 國際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務</p> <p>十七 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務</p>	<p>「一～十五 同上」</p> <p>十六 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務</p> <p>十七 「同上」</p>
（備考）	表中の「」の記載は注記である。	

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第六条 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
備考	<p>(金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等)</p> <p>第九条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、<u>国際協力排出削減量</u>（同項に規定する<u>国際協力排出削減量</u>をいう。）に類似するものに係る取引とする。</p> <p>4 「略」</p>	<p>(金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等)</p> <p>第九条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、<u>算定割当量</u>（同項に規定する<u>算定割当量</u>をいう。）に類似するものに係る取引とする。</p> <p>4 「同上」</p>
	<p>表中の「」の記載は注記である。</p>	

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第七条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
	（預金者等に対する情報の提供）	（預金者等に対する情報の提供）
第四十九条	「略」	「略」
2	<p>前項第五号ロの「金融等デリバティブ取引」とは、金利、通貨の価格、商品の価格、国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。第二号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又は次に掲げる取引をいう。</p>	<p>2 前項第五号ロの「金融等デリバティブ取引」とは、金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第二号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又は次に定める取引をいう。</p>
一	【略】	【同上】
二	<p>当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）</p>	<p>二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）</p>
イ	【略】	【同上】
ロ	<p>国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの</p>	<p>ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの</p>
三	【略】	【同上】
3	【同上】	【同上】

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和八年一月一日から施行する。